

財務省告示第四百四十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	の条項及びそ の発行方法	発行 金額	払込 金額	額面金額の 種類	発行 行	発行 行	利 率	経過 利率	払 込み
利付国庫債券（五年）（第二十二 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二千九十八億円	二千九十九億四千六百八十六万 円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十一月二十日	平成十四年十一月二十日	年〇・三パーセント	年〇・三パーセント	年〇・三パーセント

額面金額及び登録金額の総額 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{61}{365}$

算出した金額を第十六号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

平成十五年三月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した

十	十	十	十	十
六	五	四	三	二
払	払	元	償	償
込	場	利	還	還
期	所	金	金	期
日		支	額	限

平成十四年十一月二十日
 取扱店並びに取扱郵便局
 取扱店及び国債元利金支払
 国債代理店及び国債元利金支払
 日本銀行本店、支店、代理店、
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 額面金額百円につき百円
 平成十九年九月二十日
 平成十九年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 利息を支払う。
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を支払期とし、各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月二十日
 毎年の支払期とし、各支払期におい

金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十三号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$